

船橋市アマチュア無線非常通信協力局長 推薦基準

船橋市アマチュア無線クラブ

1. 目的

船橋市アマチュア無線クラブ規約第6条「船橋市アマチュア無線非常通信協力局長」の委嘱を受けるにあたり、クラブ会員から適任の無線局長を市長に推薦する為に必要な事項を定める

2. 推薦基準（新規）

船橋市内に居住するクラブ正会員で協力局長を志望する局長が次の要件を満たしている時、協力局長として市長に推薦する。

- (ア) 法4条に基づくアマチュア無線局の個人局を開設していること
- (イ) ボランティア活動に熱意を有すること。
- (ウ) 申し込み時、満20歳以上であること。

3. 削除

4. 審査の基準

更新書類が備わっていれば自己申告内容と次の要件をもって審査し役員の多数決で可否の判定をする。

- (ア) 事業に対する協力姿勢
- (イ) 事務局との対応
- (ウ) その他、事前の申告で期限を定めての一時休止等、事情も考慮する。

5. 再審査

書類の不備や、審査の結果保留や否の判定があった場合は、局長に再度書類の修正や結果について連絡し再度審査を受ける。

6. 削除

制定 平成11年12月 1日

改定 令和 5年 5月20日